

2013年12月3日

衆議院議長 伊吹文明 様

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる法整備を求める陳情書  
(特定秘密保護法案成立阻止を目指して)

陳情者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

陳情趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪（テクノロジー犯罪）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（嫌がらせ犯罪）を解決すべく取り組んでまいりました。

この15年間で1242名の被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、諸外国の被害者との情報交換によって世界的広がりがあることも分かってまいりました。そして内外の被害者が訴えている被害内容が極めて類似していることから、何らかのマニュアルに基づいて世界的規模で行なわれている組織犯罪であることが想像できるようになりました。

そしてそれには人工衛星を利用した「トラッキング・システム」、人間の脳を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールする「サイバー技術」、人間の脳へ直接音声を送信する「音声送信技術（神経学的通信システム）」、「地球のどの地域においても洪水や竜巻、嵐、地震をプログラムでき、民間や軍の監視システムを麻痺させたり、国民すべての精神に影響を及ぼすことができる（添付資料『プラウダ記事』より引用）」とされる「地球物理学兵器」、人間の脳に直接照射して精神疾患を誘発したり、心臓発作や癌も誘発できる「マイクロ波兵器」、家の中に居ても被害者の行動を把握できる監視技術、被害者の行動に合わせて絶妙のタイミングで自動的に嫌がらせを行なう「プログラムされた嫌がらせシステム」等が使われていることが明らかになってま

いました。

このように一般には知らされていない最先端のテクノロジーを使って地球規模で行われているのがテクノロジー犯罪であり嫌がらせ犯罪であります。各個人の意識にまで入り込んで影響を及ぼし、精神疾患を誘発し、自殺へと追い込むことができることから、個人を破滅に導くことができるだけでなく、それから派生して家族の崩壊、社会的混乱、そして国家を壊滅状態にできるのがこの犯罪で、これ以上ないテロ行為であります。そのようなテロ行為が40年以上野放しにされ、未だ秘されたままになっているのです。このような中で国会では特定秘密保護法案が審議されておりますが、これが成立しますと、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使われている前記技術が特定秘密の対象とされる恐れがあります。それは、両犯罪主体を守ることになり、国際テロ組織の大元を隠すことになることは間違いありません。そのため同法案には断固として反対するものであります。

当NPOがこれだけ堂々と主張できるようになったのは、これまでの調査によるものが大きいことはもちろんですが、ことに内部告発の影響は大きいものがあります。元英国海軍所属でマイクロ波の専門家バリー・トゥローさんは「マイクロ波はそれほど完全な武器と知られ、軍にとって大変危険であることが知られた1950年代、1960年代、1970年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました。そしてこれが今でも使われている理由なのです(『マイクロウェーブ技術の危険性 p 7』)」と証言しております。ここに電磁的武器の危険性とそれが秘されている理由が明確に説明されております。この呪縛が解かれなければ一般に公開されないということで、特定秘密保護法案で守ろうとする最右翼にあるものと思われまます。当NPOはその公開を求めているのですから、同法案に抵触する活動をしている団体とみなされ、活動停止に追い込まれる恐れが生じてまいりました。被害者及び被害者団体が被害の要因を調査することもできなくさせるのが同法案でありますからこの面でも断じて容認できるものではありません。

嫌がらせ犯罪の調査の結果明らかになった非常識に徹するという犯罪主体の強固な意思はテクノロジー犯罪でもみられることであります。中途半端なことでは足がつくことから徹底して常識離れした演出を企てる必要があるわけでありまます。前記「トラッキング・システム」、「サイバー技術」、「音声送信技術(神経学的通信システム)」、「地球物理学兵器」、「マイクロ波兵器」などはその演出に使える最高の道具であります。それらは守秘義務で守られていて、一般の知識に全くないものですから、それが結果する被害は一般人の常識をはるかに超えたものとなります。すでに秘されているこのような技術を、さらに特定秘密として法で守り、それを悪用した実績も当然特定秘密にして、あばかれる心配もなく思い切って悪事を積み重ねられるようにするのが特定秘密保護法案であります。そのためこの法案が可決されますと悪魔的犯罪が多発することは必然であります。

自然と見せ掛けた未曾有の大災害、巨大テロ、そして戦争が頻発することは間違いないと考えます。その引き金を引くか引かないかの審議を今しているのだという認識を全国会議員が持つべきであります。

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害の調査によってこのように今の世相を看破できるようになりました。両犯罪被害者は世界にいるのですから、各国にその犯罪主体が存在することは間違いないことでもあります。それが巨大なグルとなって連携してこれを行なっているのです。日本における特定秘密保護法案の成立によって各国が同様の法案成立を急ぐ恐れがあります。その連携ができた時が地球規模の大量殺戮の始まりであります。一部の人間に情報を握らせ悪魔の働きを許すために作られるのがこの法案であります。圧倒的多数の地球人民は何が起こってもその原因を追及することすらできず何も分からないまま葬り去られることになるのです。これは正に悪魔法案で絶対に成立させてはならないものであります。この危険に付いて当NPOほど認識している団体はないと考えますので断固主張するものであります。そしてこの法案を阻止するとともに国際的テロ組織の大元が悪用している武器を奪取して壊滅に追い込むために以下陳情致します。

**陳情事項 1.** テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうトラッキング・テクノロジーが使われています。これはテクノロジーが特定個人をストーカーする時代になっているということでもあります。英国人で元諜報部員のカール・クラークさんは「ターゲットはレーダー、衛星、基地局、無料のコンピュータープログラムで、どこに居ても追跡できます。ターゲットの近くに3台のレーダー装置が配置されることもありました。このレーダーからマイクロ波が発信され、その一部がターゲットを捕捉し、結果が評価されます。特殊部門に所属していた私の同僚は、コンピューターでターゲットを終日追跡することができました（添付資料『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』より引用）」と証言しております。人工衛星まで使って行なわれるトラッキングは国民監視及び管理に悪用される恐れがあります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体に国民が監視され管理されることがないように、このトラッキング・テクノロジーの所在の究明と悪用組織の解明を、議員特権である国政調査権をもって断行して頂きますとともに、そのような行為を刑法犯罪として処罰できる「トラッキング・テクノロジー悪用防止法」を制定して下さい。またこれは国境を越えての悪用も考えられますので「トラッキング・テクノロジー悪用防止条約」を制定して全ての国家が批准するよう政府に働きかけて下さい。尚、このようなテクノロジーの悪用を国会議員が国政調査権をもって追及することはもちろん、被害者及び支援者がその原因調査のために追及すること、マスコミや研究者が取材のため追求することが「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、そのような心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項 2.** テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、人間の生理機能が

ら、運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動にまで影響を及ぼせるテクノロジーが使われています。しかもそれは影響のレベルを越えてコントロールできる段階にあることは被害者証言から断言できます。当NPOの調査の結果それは「サイバー技術」にあることが分かってまいりました。「サイバー」という言葉は、人間の脳を電子回路と見立てて無線でコンピューターとつないでコントロールすることに係るあらゆる技術を総称する言葉として1947年にアメリカのプリンストンで学者たちによって造語されたことが理解されますと、人間に対する攻撃にこそサイバー攻撃という言葉が使われるべきであることも理解されるようになります（添付資料『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』p2を参照願います）。この「サイバー技術」を完成させるには、その対象が人間でありますから、人体実験が不可欠であります。しかも誰にでも通用するようにその完成度を高めるにはできるだけ多くの被験者からデータを集める必要があります。そして集められるデータは人間を極限にまで追い込んだ状態での情報が最も求められるものであります。それは拷問状態の情報ということであります。さらには、出来上がった「サイバー技術」の完成度を確認するためにも、設備後に使用方法を学ぶためにも人体実験が必要であります。このように人体実験と切っても切れない関係にあるのが「サイバー（ブレイン・マシン・インターフェイス）技術」であります。サイバーという言葉が造語されてから65年が経過しており、当NPOが入手した被害者証言から、インフォームド・コンセントがなされていない人体実験がおびただしい数行なわれてきたことを確信致します。それは現在も進行中であることは間違いないことでもあります。しかも被害者証言から高度に完成していることが分かります。この事実は、本人以外の意思で自らの各機能が動かされてしまうことで、言語を絶する人権侵害であります。人間の思考にまで影響を及ぼせるということは究極のプライバシーの侵害であり人権侵害であります。ここまでできる「サイバー技術」はそれほど普及していないものと思われるので、国政調査権を持って追及すればその悪用母体を特定できると考えます。その面からテクノロジー犯罪主体を糾明して下さい。またこのような人権侵害・プライバシーの侵害がこれ以上行なわれないよう「サイバー技術悪用防止法」を制定して下さい。さらにはこの面でも国境を越えての悪用が考えられますので、「サイバー技術悪用防止条約」を作成して全ての国が批准するよう政府に働きかけて下さい。尚、この「サイバー技術（ブレイン・マシン・インターフェイス技術）」の追及が「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、そのような心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項3.** テクノロジー犯罪の代表例として音声送信被害があります。周囲にだれもいないのに、また音源がないにもかかわらず、頭の中で音声が聞こえるというものであります。端末を持たなくても会話できるのですから通信の最先端技術の悪用と考えられます。「情報化社会」という言葉を造った故増田米二は、同名の著書(1980年刊)で、「現代の通信技術の危険性、また国境を越えて人間の脳をコンピュータにつなぐことが可能になるコンピューターの先端的な利用の危険性について、人々がこのような神経学的な

通信システムを学習せずに、その用途への影響力を掌握すれば、新しい種類の専制君主が出現する恐れがある（添付資料『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』 p1）」と30年以上前に警告しております。学者はいい加減な論拠から発言しないもので、しかも30年前から音声送信被害者が存在することからも、神経学的通信システムの基礎はその時点で出来あがっていたものと思われまます。この悪用で以下の三つの社会現象を演出できます。第一は凶悪犯罪の惹起であります。2008年3月19日横須賀市でアメリカ兵によるタクシー運転手殺害事件が発生しました。逮捕された男は18歳の頃から声が聞こえるようになり、声に促されて犯行に及んだと裁判で証言しております。最近では本年9月16日ワシントンDCの海軍施設で発生した発砲事件があり、容疑者を含めて13名が亡くなりました。この容疑者も犯行前に音声送信被害を訴えていたことが報道されております。このような凶悪犯罪を演出できるのです。第二は自殺の強要であります。繰り返される音声送信で、自殺された方、未遂に終わった方、飛び降り自殺をはかった方がいらっしやいます。第三は、声を幻聴と捉えて、統合失調症と診断して、精神科の扱いとすることです。このように音声送信被害では、犯罪、自殺、精神病院への収容がつき物となっているのです。この点から、信じ難い凶悪犯罪対策、自殺者対策、精神疾患対策を本気で考えるなら、音声送信テクノロジーの徹底究明が同時に為されるべきであります。以上のことから、一刻も早く音声送信テクノロジーの社会的認知とその悪用を刑法犯罪として処罰できる「音声送信テクノロジー悪用防止法」を制定して下さい。またこれに付いても国境を越えての悪用が考えられますことから、「音声送信テクノロジー悪用防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう政府に働きかけて下さい。尚、この音声送信テクノロジー（神経学的通信システム）の追及が「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、その心配が一切起らないよう廃案として下さい。

**陳情事項4.** テクノロジー犯罪被害に振動被害があります。周囲の振動や体の振動であります。周囲の振動を巨大にすると地震になります。軍事評論家故江畑謙介の著書に、「もし強力な低周波を地面の自然波と同調させて発生させられるなら、局地的な地震を発生させることすら可能である（『殺さない兵器』 p106）」と記されておりますことから、それが改良されて個人に悪用できる段階にあることが想像されます。地震大国日本でありますからいつ地震が起こってもおかしくないのですが、人為による地震は別であります。被害者へのピンポイント振動攻撃は人為によるピンポイント地震の可能性を想像させるもので、ロシア下院で審議された「地球のどの地域においても洪水や竜巻、嵐、また地震でさえもプログラムできる（添付資料『プラウダ記事』より引用）」という地球物理学兵器の使用をも想起させるものであります。これによる国境を越えた攻撃は人的・物的被害が甚大で、テロ行為そのものでありますので、国家防衛上またテロ対策上の最重要課題と位置付けられるべきものであります。そのため一刻も早く地球物理学兵器の社会的認知とその攻撃から国家・国民を守るため「地球物理学兵器悪用防止法」を制定して下さい。そしてこれも国境を越えての悪用が考えられますことから、ロシア

下院が目指したように、世界各国がその危険性を認識して、それを使用しないよう「地球物理学兵器使用禁止条約」を作成して、全ての国が批准するよう政府に働きかけて下さい。尚、この地球物理学兵器の追及も「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、その心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項 5.** アンケート調査の結果及び被害者証言から嫌がらせ犯罪に 11 の特徴があることが分かってまいりました。それは、①集団性、②ストーカー性、③継続・反復性、④タイミング性、⑤監視性、⑥システム性、⑦組織性、⑧ネットワーク性、⑨マニュアル性、⑩歴史性、⑪非常識性であります。そして最後の非常識性ですべての特徴が貫かれていることも分かってまいりました。そしてこの非常識性が重要で、嫌がらせの内容が常識から離れていればいるほど一般人はもちろん、警察、弁護士、行政官、政治家、だれもその訴えを聞かなくなります。逆に常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れますので犯罪主体に危害が及ぶことが考えられます。犯罪主体はこの点をよく理解していて、常識の範疇の嫌がらせは絶対にしない、という強固な意思で行なっていることが分かってまいりました。しかも集団性をもって行なっているのですから意思統一の場が必要であります。被害者が全国にいるということは全国的に意思統一の場が必要であります。以上のことから、嫌がらせ犯罪は、全国的規模の組織犯罪と断定できます。よって嫌がらせ犯罪に組織犯罪対策法を適用するよう政府に働きかけて下さい。また嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰できる「嫌がらせ犯罪防止法」を制定して、日本国内から嫌がらせ犯罪を撲滅して下さい。さらには世界に同様の被害者がいることから、「嫌がらせ犯罪防止条約」を制定して、全ての国が批准するよう政府に働きかけて下さい。尚、嫌がらせ犯罪の追及が「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、その心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項 6.** 前記 11 の特徴をもつ嫌がらせ犯罪を畳みかけられることによって、被害者はパニックに陥り、誰に話しても理解されないことによる孤立、また親しい人に同様の危害が及ぶことを心配して自ら交友を断つことによるさらなる孤立に陥るのが通常であります。これにテクノロジー犯罪も仕掛けてダメージを倍加させる手法が採られているのです。その先にあるのは自殺か、パニックに陥っての精神病院へ収容か、止むにやまれず緊急避難的対処をしてしまうかであります。そしてこれが犯罪主体の描く構図であることを看破してまいりました。この構図を理解して現代の世相をみますと、毎年 3 万人を超える自殺者の増加（平成 23 年度は 3 万人を下回りました）、167 万人ともいわれる精神疾患患者の増加（平成 23 年度厚生労働省調べ—うつ・統合失調症のみ—）、信じ難い凶悪犯罪の増加があり、犯罪主体が描く構図と合致していることが分かります。そのためこの世相は両犯罪主体が演出していると考えられます。これは非民主主義の極みで、本来世相を描くのは国民でなければなりませんので、民主主義を守る観点からも、世相を描くほど力を持っているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体を、国政調査権をもって特定して公表して下さい。尚、これに付いても、世界に同じ被害者が存

在することから、各国同じ状況にあることは間違いないと考えます。そのため各国共同でこれに当たる「テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体糾明協約」を作って世界が同時にそれに取り組むよう政府に働きかけて下さい。尚、このような非民主的世相の演出を糾明することが「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、その心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項 7.** テクノロジー犯罪によって、生理的統合が失われるだけでなく、運動機能・五感・感情、三欲、そして精神的な統合と、あらゆる面で統合を失わせるのがこのテクノロジー犯罪であります。統合失調症とはよくつけた名前で当を得ていると被害者の立場から感心している次第です。これは完全なる個人破壊につながります。これに非常識に徹する嫌がらせ犯罪が伴うのですから破壊力は倍加されます。この個人破壊は、それに対する理解者が今のところ得られないことから、家庭においては家族破壊につながります。さらには犯罪主体として近隣住民を疑っている被害者が多いことから、近隣トラブルの発生が考えられ、それは事件に発展する恐れがあります。これは社会破壊につながるものであります。テクノロジー犯罪を全国民に実行すれば国家破壊となります。このようにテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の根底には破壊工作がプログラムされていると考えます。ですから両犯罪を破壊活動と断定して破壊活動防止法が適用されるよう政府に働きかけて下さい。またこれはテロ行為と言うこともできます。テロ対策は各国共通の課題であり、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は世界的傾向ですので、テロ対策の最重要課題として世界が一つになって両犯罪の撲滅に取り組むよう政府に働きかけて下さい。尚、このような破壊活動及びテロ活動の追及が「特定秘密保護法案」に抵触することにならないよう、同法案を修正するか、その心配が一切起こらないよう廃案として下さい。

**陳情事項 8.** 当NPOではこれまでに三度警察庁長官に陳情書・要望書を提出してまいりました。2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」と2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」、2011年5月19日付安藤隆晴元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書(その3)」であります。その全陳情項目・要望事項の速やかなる実行を衆議院挙げて警察庁長官に働きかけて下さい。また同様の被害者が世界に存在することから、世界の警察機構が同様の対策を採るよう政府に働きかけて下さい。

#### 添付書類および資料

1. 『テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を刑法犯罪として処罰する法整備を求める署名』原本(430筆) 1部
2. 『プラウダ記事』 1部
3. 『マイクロウェーブ技術の危険性』バリー・トゥロワー氏証言 1部

4. 『秘密諜報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
5. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1部
6. 2008年5月13日付吉村博人元警察庁長官宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪・組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」 1部
7. 2010年9月16日付安藤隆春元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」 1部
8. 2011年5月19日付安藤隆晴元警察庁長官宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書（その3）」 1部
9. チラシ 1枚

以上